

富山県防災会議 原子力災害対策部会

日時 平成 24 年 11 月 20 日（火）午後 3 時から

場所 富山県民会館 8 階キャッスル

1. 開会

（司会） 定刻になりましたので、ただ今より富山県防災会議原子力災害対策部会を開会いたします。

初めに、防災会議会長であります石井隆一富山県知事より開会のごあいさつを申し上げます。

2. 挨拶（石井隆一 富山県知事）

（石井知事） どうも皆さま、こんにちは。第 3 回目の富山県防災会議の原子力災害対策部会ということですが、片岡部会長さんをはじめ、委員や専門委員の皆さんには、大変お忙しい中ご参加いただいて、誠にありがとうございます。また、今日は、特に原子力規制庁の志賀原子力規制事務所長でいらっしゃる寺田所長さんにもオブザーバーとしてご参加いただいております。どうもありがとうございます。

この地域防災計画の原子力災害編の見直しにつきましては、これまでの国の対応を受け入れますということではなくて、昨年 6 月に防災会議を開催しまして、委員の皆さまのご意見をいただきながら検討を進めてまいりまして、今年の 2 月の防災会議で、ご承知のとおり、UPZ はおおむね 30km が妥当であるということ、あるいは環境放射線モニタリングや被ばく医療体制、防災資機材の整備等の原子力災害対策につきまして、論点整理と今後の検討の方向ということで取りまとめをいただいたところです。

当初は私どもとしては、委員の皆さまもそうではないかと思うのですが、原子力規制委員会が今年の 4 月に発足をして、原子力災害対策指針というものが速やかに策定されるものと期待といたしますか、当然そうなってほしいと思っていたわけです。ご承知のように、国が作る原子力災害対策指針に基づいて、各都道府県がその原子力災害対策の計画をまとめるとなっていますので、これは法制上そうならざるを得ないわけです。しかしながら、ご承知のとおりのような国政の状況で、そのスケジュールが随分遅れまして、原子力規制

委員会は9月19日に発足した。また、原子力災害対策指針は、ようやく10月31日に策定されたということでございますので、そこでこうしたものを踏まえて、本日、原子力災害対策部会を開催しまして、地域防災計画の改定の議論を再開させていただきたいということでございます。

ただ、これも地域防災計画の大本となります原子力災害対策指針では、ご承知の方も多いと思いますが、PPAの導入ですとか、安定ヨウ素剤の予防服用の考え方、また、緊急被ばく医療の在り方、SPEEDIの活用などが今後検討すべき課題とされておりますほか、例えば原子力規制委員会から、後ほど寺田所長からもご説明いただくわけですが、拝見いたしますと、大変ご尽力はいただいたのですが、規制庁の方ご自身が認めていらっしゃるように、地形とか気象条件の測定に課題があると考えております。県としましては、ぜひ本会でもご議論いただいて、できるだけ速やかに地域防災計画を早期に改定したいと思っておりますが、それにはこうした課題について、国の原子力規制委員会等において取り組んでいただいて、指針をぜひとも示していただく必要があるということでございます。

そこで、先週、私も原子力規制庁の池田長官、また、原子力規制委員会の田中委員長さんに直接東京でお目に掛かりまして、これは富山県に限らず、この問題を真面目に考えているのはどこでもそうなのですが、いろいろな事情は十分承知してはいますが、できるだけ速やかに、かつ、十分に科学的な裏付けのある指針を早くお示ししていただきたい。それを示さずに来年の3月まで各都道府県が原子力防災の計画を作れと言われても、これは対応のしようがない。もちろん国が示された指針をそのまま地域の計画になるというわけではなくて、やはりそれを示していただいた上で、この部会なり、また、地域防災会議でしっかり議論して、皆さんにご理解いただいて、ご納得の上で計画を作りませんと、多くの県民の皆さん、関係の皆さんからかえっていかなものかという印象になってしまいます。私はそのことを非常に気に掛けているものでございます。田中委員長も池田長官も、誠にそのとおりだと言っていただいて、できるだけ早くやりたいということでもございました。

なお、この間、われわれも何もしていなかったわけではございませんで、まず24年度の当初予算では、原子力災害対策につきましては、防災資機材、安定ヨウ素剤の整備など必要な経費をまず予算化させていただきました。また、この部会でもご議論いただきましたように、石川県との共同、連携ということが大事だということは、私は本当にそう思いますので、今年の5月に石川県の谷本知事と知事懇談会というものをやりまして、その中の重要テーマの一つとして、この原子力防災訓練の共同実施であるとか、あるいは今後避難

などの在り方についても、お互いに原子力防災連絡会議を部長レベルで富山県と石川県で作りまして、密接に連携しながら対応しようという合意をいたしました。今月8日にこの原子力防災連絡会議も開催させていただいております。こんなことで、富山県としてやるべきことは精いっぱい進めてきたつもりでございます。

本日は、これまで委員の皆さまからいただいた意見ですとか、ご提言、また、まだまだいろいろな課題が先送りされておりますが、原子力災害対策指針などを踏まえて、事務局で取りまとめましたこの地域防災計画の原子力災害編の中間報告案をお示しさせていただきますので、どうか皆さま、ご専門の高い見識のある方々ばかりでありますから、十分ご審議いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(司会) 次に、本日まで出席いただいております委員の皆さまにつきましては、お手元でございます出席者名簿のとおりでございます。また、本日は、最近の国におきます原子力防災の取り組みをご説明いただくため、原子力規制庁志賀原子力規制事務所の寺田所長様にもご出席をいただいております。

それでは、以後の議事進行を片岡部会長さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

3. 協議

(片岡部会長) 片岡でございます。よろしく願いいたします。座って議事進行をさせていただきます。

それでは、お手元でございます会議の次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず最初に、寺田所長から「国の原子力防災の取り組み状況について」ご説明いただきたいと思っております。寺田所長、よろしく願いいたします。

・国の原子力防災の取り組み状況等について（報告）

寺田 弘司 氏（志賀原子力規制事務所長）

(寺田所長) 志賀原子力規制事務所の所長をしております寺田でございます。よろしくお願いたします。私から原子力災害対策指針と放射性物質拡散シミュレーションについてご

説明いたしますが、その前に拡散シミュレーションにつきましては、先日の10月24日に原子力規制委員会の方で公表されております。その後、志賀原子力発電所におきましても、そのシミュレーション結果に誤りがあったり、あるいはその後さらに九州電力のサイトでも誤りが判明いたしまして、現在、入力データ等について再度検証しているところでございます。本件につきましては、ご関係の皆さまに大変ご迷惑をお掛けし、地域の方々、多くの方々には不安を与えたことにつきまして、あらためて深くお詫びいたします。説明は座らせていただいております。

引き続きまして、原子力災害対策指針につきましてご説明いたします。ポイントは資料の1-1でございます。そちらの方で説明させていただきます。指針につきましては、10月31日の原子力規制委員会の方で決定されております。今後11月中には官報による公表を行う予定でございます。

本指針につきましては、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的事項を定めたものでございます。今回の指針の策定に当たりましては、地方公共団体における地域防災計画の検討作業に最低限必要となります事項を取りまとめしております。内容の充実のため、さらに議論を要するものについては、検討事項に位置付けまして、今後、内容が取りまとめ次第、速やかに指針に反映するといったこととしております。

次に、主な記載事項でございます。まず、原子力災害対策に係る基本的事項といたしまして、指針の位置付け、原子力災害の特徴、放射線被ばくの防護措置の基本的考え方を記載しております。

次に、原子力災害の事前対策に係る事項といたしまして、緊急時の意思決定のための基準となりますEAL、これは原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルでございますが、そういったもの、それから、OIL、これは放射線線量率等において計測可能な値、放射線の計測値ですとか、そういった値で評価する運用上の介入レベルと言っていますが、そういったものを設定すること。

それから、避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ（予防的防護区域）につきましては施設からおおむね5km、それから、UPZ（防災対策の重点区域）については施設からおおむね30kmを目安とすることを導入しております。

また、緊急事態応急対策に係る事項といたしまして、緊急時モニタリングの実施ですとか、あるいは住民への迅速かつ的確な情報提供、それから、先ほどのEAL・OILに基づきま

す適切な防護措置、例えば屋内退避ですとか、避難ですとか、安定ヨウ素剤服用等、そういった実施が必要であることを記載しております。

それから、原子力災害中長期対策に係る事項につきましては、放射線による健康・環境への影響の長期的な評価や、影響を最小限にするための除染措置の実施を記載しております。

今後の検討事項といたしまして、次のページにまとめております。先ほどから出ております EAL と OIL の具体的な基準、それから、緊急事態区分の在り方ですとか、あるいは PPA、これは放射性のプルームが通過するときの被ばくを避けるための防護措置を実際に実施する地域のことでございますが、PPA に係る具体的な範囲の導入。

それから、モニタリング計画の策定等の在り方、それから、福島でもいろいろと問題がありました SPEEDI の活用方策。

それから、緊急被ばく医療設備や資機材、それから、関係医療機関の連携といったもの、それから、安定ヨウ素剤の投与判断の基準、それから、スクリーニングの技術的課題、これはスクリーニングレベルの実用的な値の設定ですとか、測定器や設定速度の標準化といった課題。

それから、地域住民との情報共有の在り方について。

そういったことについて今後も検討を進め、指針に反映していくといったことになっております。

今後のスケジュールは、次のページにございますが、ここでポイントとしましては、EAL・OIL の確定を最優先といたしまして、年内に内容を取りまとめる予定にしております。

それから、緊急被ばく医療ですとかモニタリングについての取りまとめにつきましても、なるべく早く検討いたしまして、その他の項目についても鋭意検討を進めていくといった予定にしております。

なお、先般の原子力規制委員会設置法の整備に伴いまして、災対法等の関連法案についても改正しております。災対法に基づく地域防災計画につきましては、これまでの防災基本計画に基づいて策定するとされていたのですが、今回の改正によりまして、防災基本計画に加えまして、原子力災害対策指針についても考慮した上で策定するということになっております。

今回の改正の施行日につきましては、先日 3 月 18 日とするということで閣議決定されておまして、地域の皆さんの安心・安全の観点から、できるだけ速やかに地域防災計画へ

の反映をお願いしたいということでございます。

引き続きまして、放射線物質の拡散シミュレーションの試算結果についてご説明いたします。資料2でございます。

1枚めくっていただきますと、まず目的が書いてあります。拡散シミュレーションの目的といたしましては、防災対策を重点的に充実すべき地域（UPZ）を決定する際の参考情報として、周辺地域への放射性物質の拡散の仕方を推定することとしております。

シミュレーションの結果については、先ほど知事からもお話がありましたが、地形情報を考慮していないこと、それから、気象条件についても放出地点の風向きと同方向に継続的に拡散するといったような仮定をしております。そういうことで、シミュレーション上精度に限界があるということでございますので、あくまで参考にしていただくデータということでご理解いただきたいと思います。

次のページに初期条件と書いておりますが、初期条件といたしましては、放射性物質の放出量につきましては、福島第一原子力発電所の1～3号機までの3基分の総放出量、日本国政府がIAEAに報告した放出量でいきますと、77万テラベクレルでございますが、そういったものが10時間継続して一度に放出したと仮定しております。福島第一と同程度の事故をベースに非常に厳しい条件を想定しているというところでございます。

シミュレーションの結果につきまして、次の裏のページを見ていただきたいのですが、各原子力発電所で年間の1時間ごとの気象データ、8760時間分と書いておりますが、これは1日24時間の365日分を掛けますとそういう数値になります。その大気安定度、風向き、風速、降雨量といったところを考慮いたしまして、放射性物質が拡散する方位、これは16方位で区分しておりますが、方位とその拡散距離を計算しているといったところでございます。

結果がその次のページにカラーで色刷りのものがございます。試算結果の図なのですが、上の図が福島第一の事故時の放射性物質の放出量と同じ程度といったもので解析しております。下の図は、放出量を発電所の出力比で換算したものでございまして、志賀の場合は福島より若干小さくなるということで、数字も若干低めでございます。

地図に示したとおり、各方位にIAEAの避難を必要とする基準でございます実効線量が7日間で100mSvに到達する距離の赤いプロットが示されております。赤い点が到達する所でございます。プロットとプロットを緑の線で結んでおりますが、この緑の線自体は特に意味はございません。赤い点が分かりやすいように書いております。

赤いプロットがされていない方角があると思うのですが、そちらの方角につきましては、その方向の風向きの頻度が非常に少ないと見ていただければよろしいかと思います。

拡散距離が一番遠くなる方角ですが、いずれも南東の方角でございます。放出量が、上の図でいきますと福島第一と同じ場合ですが、その到達距離が一番遠い所で 20.2km、それから、下の図でいきますと 19.6km となっております。いずれも一番遠くなる円がサイトから半径 30km の範囲内でございますが、その範囲に収まっているということでございます。

UPZ の設定につきましてはベースとしまして、原子力災害対策指針によりますおおむね 30km を目安にさせていただいて、シミュレーションの結果につきましては、地域の事情等を勘案する際の材料の一つとして参考させていただければと考えております。

以上でございます。

(片岡部会長) どうもありがとうございました。

・富山県地域防災計画（原子力災害編）の中間報告案について

(片岡部会長) 引き続き、協議事項に移りたいと思います。本日協議する内容は、「富山県地域防災計画（原子力災害編）の中間報告案について」でございます。まず事務局から配布資料に従ってご説明をお願いします。

(事務局) それでは、事務局から資料につきまして一括して説明をしたいと思います。まず資料 3、4、5 の中間報告案につきまして説明したいと思います。

資料 5 をご覧いただきたいと思います。資料 5 につきましては、中間報告案の冊子でございます。この中間報告案は、これまでのこの県の防災会議原子力災害対策部会での議論を踏まえまして、また、国の防災基本計画、先般 10 月末に示されました原子力規制委員会の原子力災害対策指針を踏まえまして、片岡部会長にもご相談させていただき、事務局で整理したものでございます。

続きまして、資料 4 をご覧いただきたいと思います。この資料 4 につきましては、昨年度からこの防災会議原子力災害対策部会での議論の中で、委員の皆さまからのご意見をいただきながら要点を整理してきました資料でございます。こうして整理させていただいた要点を踏まえまして、今ほど見ていただきました中間報告案を整理させていただいた

ところでございます。

なお、この資料では一番左側の方に「項目」という列がございますが、こちらの方で各項目ごとに部会でいただいたご意見を書かせていただいております。これまで原子力災害対策部会を2回、親会議を1回開かせていただきましてご意見をいただいておりますが、いただいたご意見につきましては全てこちらの方に記載し、整理させていただきながら、必要な対策を整理させていただいたものでございます。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。このようにして整理いたしました中間報告案の概要をまとめた資料でございます。2枚にまとめさせていただいております。本日はこの中間報告案につきましては、この資料3の概要を使いまして、主な点につきましてご紹介をしていきたいと思っております。

まず、1番の基本的な考え方でございます。福島第一原発事故の教訓を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、本県においても原子力災害対策の拡充強化を図る必要がある。従来は「事故災害編」の一部であったが、国の防災基本計画の修正、指針の策定等を踏まえ、今回、事故災害編から独立して、新たに「原子力災害編」を策定する。避難等の基準、モニタリング方針、被ばく医療のあり方などの原子力防災対策については、今後、原子力規制委員会が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえ、そのあり方を検討し、地域防災計画に反映としております。青字で書かせていただきましたものは、先ほど寺田所長からもご説明がございましたが、国の原子力規制委員会の指針の方で今後の検討課題とされたもので、今後、規制委員会で検討いただくというものにつきまして青字で書かせていただいております。

そうした意味で、2番の主な内容欄にも※で青色の字で幾つか記載がございますが、これらに点につきましても、全て今後、規制委員会でさらに課題として検討されるというものについて記載させていただいております。規制委員会で示されました指針を踏まえまして、この県の防災会議部会の方で、そのあり方をさらに検討させていただくものを青色で表示させていただいております。

続きまして、2の主な内容につきまして、ご紹介していきたいと思っております。

まず、「総則」の一番最初でございます。原子力災害対策を重点的に充実すべき区域。オレンジの枠囲みですが、UPZ、志賀原発からおおむね半径30kmとしています。そのすぐ右側の点線枠ですが、防災会議・部会でこれまでいただいたご意見ですが、UPZを30km圏とすることは妥当とのご意見を2月の防災会議でまとめていただいたところでございます。

さらに、その上の実線の枠をご覧いただきたいと思います。そちらの方には原子力災害対策指針と書いております。先般示された指針でございますが、その中では、IAEAの国際基準（UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定）等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」目安とするとされております。また、その下ですが、石川県防災会議原子力防災対策部会が先週11月16日に開催されておりますが、そちらの部会でも、志賀原発からおおむね半径30kmということでご了承されているところでございます。

その同じ欄のちょっと下の※の青色の字ですが、PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）については、今後国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討としております。

その下ですが、EAL・OILの導入です。事故発生における発電所の状態等で評価する判断基準をEALとしておりますが、発電所の損傷等の状況によって判断するというものがEALでございます。また、放射線線量率等の計測可能な値で評価する判断基準をOILとしておりますが、モニタリングによりまして、放射線量率を測定し、その数値によりまして判断をしていくというものでございます。こうしたものの導入ということでございますが、これにつきましても国が示す予定の指針を踏まえて、そのあり方を検討としております。

続きまして、「予防」ですが、最初の原子力発電所における安全性の確保があります。②北陸電力との安全協定については、立地県と同等の安全の確保を目指して、協定の締結に向けて協議しております。

また、一つ飛びまして、石川県との相互連携ですが、避難住民の受け入れや、原子力防災訓練、モニタリング情報の共有等、石川県との相互連携を推進いたします。次のポツですが、石川県との原子力防災連絡会議を開催することとしております。

また、その下の枠ですが、緊急時モニタリング体制の整備について、二つ目のポツで、緊急時における周辺環境への影響の把握や防護措置の決定のため、モニタリングポスト等の設備や資機材、要員等の体制を整備ということで、そちらの方の図、あるいは表ですが、富山県の整備しているモニタリングポストの状況につきまして示しております。そのうち「モニタリングステーション（UPZ内） 2基」とございますが、こちらにつきましては、本年度中に整備ということで、その下の「モニタリングポスト 7基」につきましては、既に整備済みのものでございます。

続きまして、右側の方でございますが、避難収容体制の整備ということで、一つ目のポツで、氷見市及びその他の市町村に対し、避難計画の作成について支援ということであり

まして、その下のポツでは、災害時要援護者のこと、さらに、その下のポツでは、広域避難計画の策定につきまして記載しております。また、四つ目のポツで、原子力災害の発生状況によっては、石川県から県境を越えた広域避難の受け入れなどについて、今後、より具体的に検討としております。

また、二つ飛びまして、緊急被ばく医療体制の整備でございます。国と協力し、初期及び二次被ばく医療機関を指定するなど、緊急被ばく医療体制を構築（調整中）でございます。例として、初期被ばく医療機関は、金沢医科大学氷見市民病院など、二次被ばく医療機関は、県立中央病院、富山大学附属病院（診療支援）などでございます。

次のポツですが、国が改定指針で示す予定の被ばく医療設備・資機材等の考え方を踏まえ、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備としております。

また、次の安定ヨウ素剤の配備でございます。適時適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順や体制を整備としております。これにつきましても、今後国が示す予定の指針を踏まえ、そのあり方を検討としております。

なお、枠囲みのところですが、民間からの寄附を受けまして、富山県では現時点におきまして、志賀原発から 50km 圏内の 40 歳未満の住民の 1 回分を県厚生センターに暫定的に配備、約 17 万 7000 人分を配備しているところでございます。

次に、県民の防災力の向上でございます。①としまして、原子力防災に関する住民等に対する地域の普及と啓発、②防災業務関係者の人材育成、医療関係者、消防関係者等でございます。③としまして、原子力防災訓練の実施でございます。

次のページをご覧くださいと思います。次のページは「応急対策」でございます。

まず活動体制の確立です。事故の状況に応じた活動体制を確立ということで、上から警戒事象、発電所の事故発生時ですが、まずは警戒体制を取る。次に、特定事象（原災法第 10 条事象）ということで、1 時間当たり $5\mu\text{Sv}$ 以上などの要件を満たす際ですが、災害警戒本部ということで、知事を本部長とする体制を取るということにしております。また、原子力緊急事態宣言発出後ということで、内閣総理大臣による宣言発出後におきましてはさらに体制を強化し、知事を本部長とする災害対策本部を設置としております。

続きまして、緊急時モニタリングでございます。2 ポツ目ですが、国の原子力災害対策本部の総合調整の下、石川県と連携し、緊急時モニタリングを実施としております。

次の屋内退避・避難でございます。①の避難基準です。国からの避難指示を受けて、氷

見市に対し、住民等に対する UPZ 内の屋内退避、避難のための立ち退きの指示を連絡ということですが、※の青字で、具体的な避難などの防護措置の基準（EAL・OIL）につきましては、今後、国が示す予定の指針を踏まえ、その在り方を検討としております。また、③の避難手段です。避難にあたっては、自家用車を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる手段を検討ですが、※で書いてありますとおり、今年度国の交付金を活用いたしまして実施する避難シミュレーションの結果を踏まえ、具体的な避難所、避難経路、交通手段等を検討するとしております。続きまして、④の広域避難ですが、県域・市域を越える避難については、あらかじめ把握した県内市町村の避難受け入れ可能人数を参考として、緊急時モニタリングや SPEEDI の結果に基づき、受け入れ先となる市町村の調整を実施としております。

一番下の枠ですが、緊急時医療活動ということでありまして、2 ポツ目ですが、スクリーニングや除染、被ばく者の治療等の緊急被ばく医療活動を実施、必要に応じ、国の緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請、富山県、石川県の医療機関同士の連携について、石川県と協力としております。

続きまして、右側の方ですが、「復旧対策」でございます。復旧対策につきましては、環境放射線モニタリングの実施・各種制限措置の解除、また、汚染の除去、復興への支援としております。

最後ですが、「複合災害」でございます。東日本大震災を踏まえ、地震、津波がございましたが、こうした複合災害について、新たに章を追加し、対応を検討することとしております。また、2 ポツ目ですが、本県においては、冬期には雪害等の複合災害に注意する必要があるということで、こうした意識も持ってまいりたいと考えております。

内容としましては、複合災害に備えた体制の整備・確立ということで、一つ目のポツですが、複合災害に備え、要員数に不足が生じないよう職員のバックアップ体制や外部への支援等をあらかじめ整備などとしております。

また、下の枠ですが、複合災害に対応した各種防護措置としまして、緊急時モニタリングとしまして、モニタリングポストの倒壊や電源供給の途絶等がないか稼働状況を確認、また、国と連携し、可搬型モニタリングポストやサーベイメーター等を活用し、緊急時モニタリングを実施などとしているところでございます。

資料 3～5 につきましては以上でございます。

続きまして、資料 6 をご覧いただきたいと思っております。資料 6 につきましては、先般 11

月8日に開催いたしました富山県・石川県原子力防災連絡会議の概要の資料（1枚）でございます。この会議の概要としましては、「5 確認・合意事項等」をご覧くださいと思います。（1）しまして、両県連携して、早期の原子力防災計画の改定に向け、見直し作業を実施、（2）としまして、UPZについて両県の部会で議論した上で、整合性を図ること、（3）として、その他個別の協議事項につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、資料7をご覧くださいと存じます。資料7は、今後のスケジュールでございます。24年の11月の欄をご覧くださいと思います。本日11月20日、原子力災害対策部会（第3回）、中間報告案をお示しさせていただいております。

その後ですが、右の国の動きの欄の12月をご覧くださいと思います。国では、原子力災害対策指針の課題につきましてさらに検討をされるということでございまして、具体的にはEAL・OILの確定、被ばく医療・モニタリング等の一定の方向性につきましては、12月ごろということでお示しいただいておりますので、こうした国の動きを見ながらということになりますが、下の県の欄で、1月から2月にかけて、この親会議でございます県防災会議を開催し、本日いただいたご意見を踏まえて修正した中間報告案につきまして、ご議論をいただきたいと考えております。さらには、国の指針の修正状況も見ながらですが、3月から4月にかけて、さらに部会、防災会議（親会議）を開催し、議論を重ねていきたいと考えております。

さらに、4月以降でございますが、国の検討状況次第ではございますが、場合によりまして、25年4月以降、国の指針の改定状況を見ながら、地域防災計画を改定ということも必要になってくるかと考えております。

続きまして、最後ですが、参考資料1をご覧くださいと存じます。参考資料1ですが、本日ご欠席でございますが、野村委員からのご意見をいただいておりますので、資料としてご提出させていただいております。1の全体としまして、これまでの部会等でコメントさせていただいたことが考慮されているというご意見でございまして、石川県との協議の場が設定され、地域として連携を図り、整合の取れた計画を作成し、準備をすることとされたことは良いことである。今後国において具体的に示すべき準備、調整すべき事項もあり、現時点では地域防災計画として必要なことは網羅されていると思われる等のご意見をいただいております。

ただ、課題としまして、2の（1）としまして、避難、屋内退避について、また、（2）としまして、北陸地方の地域特性、雪害等との関係につきましても配慮という点につきまし

て、課題としてご指摘をいただいているところでございます。

事務局からの説明につきましては以上でございます。

(片岡部会長) どうもありがとうございました。事務局より「地域防災計画（原子力災害編）」の中間報告案が示されました。非常に多くの内容についてございまして、現時点では十分に網羅した中間報告案になっていると思いますが、この中で特に重要な点が二つあると思いますので、この2点について、委員の皆さんからご意見をいただければありがたいと思います。

まず1点目ですが、これはUPZの範囲です。これは昨年度開催いたしました本部会においても、UPZの範囲はおおむね30kmが妥当である旨、皆さんからご意見をいただいたところです。その後、先般示されました原子力災害対策指針におきましても、UPZの範囲がおおむね30kmを目安とされました。また、先ほどもご案内がありましたように、立地県であります石川県においても、去る16日の原子力防災部会におきまして、おおむね30kmとすることとされました。こうしたことを踏まえまして、富山県におけるUPZの範囲についてご意見をいただければと考えております。

2点目ですが、これは事務局から示された中間報告案について、追加・修正すべきことなどについてご意見をいただければと考えております。国の原子力災害対策指針では、被ばく医療、あるいは緊急時モニタリング、今もご案内がありましたように、こういうことが今後の検討事項とされており、具体的に定まっていないものもあります。現時点で全てのことというわけにはまいりませんが、ただ、現時点で得られている国の指針を踏まえて、富山県としてもどのような原子力防災対策が必要かについてご意見をいただければと思います。

それでは、まず初めに、明石専門委員にご発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(明石委員) 放射線医学総合研究所の明石でございます。それでは、私の専門の被ばく医療についてご意見を言わせていただきたいと思います。まず初期、二次という言葉で病院を決めるというのは必要なことだと思うのですが、今回の福島で一番重要だったのは、医療人全体としてある一定の知識を持っている、しかも、その上で特定の病院は、汚染があっても患者を受け入れられるような体制を作ることだと思います。

実際、事故が起きてみますと、汚染レベルというものはあっても、やはり住民の方々は汚染があるか、なしかで判断されてしまうことがあります。そのことが基本的に命に関わるような医療を妨げるようになっては本末転倒です。その一つの例を申し上げますと、今回、残念なことに、汚染で怪我をした方の搬送についてもめた事例がありました。それは何が問題であったかという、県、国で決めたいわゆるスクリーニングのレベル、それから、病院が独自に持っていたスクリーニングのレベル、それから、消防が持っていたスクリーニングのレベルが実は3段階があったのです。そうしますと、三つ段階があると一番低いところで止まってしまう。そのために大きな怪我ではなかったのですが、病院に搬送されるまで24時間かかったわけです。

やはりそれは基本的な理解が病院全体、医療関係者に必要であったということが一つの問題だと思いますし、それから、スクリーニングレベルという点からいくと、多分災害の専門の先生方はみんなご存じだと思いますが、1人の場合と1,000人の場合は全然違うわけですから、1人であった場合にはできることも、1,000人であった場合はできないということになります。これは医療ばかりではなくて、恐らく避難について同じようなことが起きるのであって、多くの人間を一度に避難させるということと、それから、数人の人間を避難させるということは全く違うのだということ、それはこれを運用していく上でどうとらえていくかということにかかってくるのではないかと思います。

それともう一つは、災害に関わる方々の放射線に対する正しい知識、理解というもの、これは欠くことができません。結局、災害に対応する人たちは避難の対象であるのかないのかという部分が、実は今回、福島事故の対応で出てきました。そうなってきたときに、では一体何が安全なのか、安全と安心ということは違うということ、基本的な理解の上で災害に当たるような人材を養成していくことが、こういった防災計画を基本的に実施していく上で最低不可欠のことではないかと思います。ですから、このUPZを何kmに定めるということももちろんすることながら、それを実行するためにはどうすればいいのか、30人なのか、1,000人なのかということも考えた上で実行計画を作っていくということが重要ですし、結局時間的に自分たちが逃げるのが遅れたということがやはり住民の不安につながってしまうということも大きな反省点ではないかと思っています。直接的なことではなくて申し訳なかったですが、今までの経験から述べさせていただきました。

(片岡部会長) どうもありがとうございました。避難ということ、あるいは医療という

ことで非常に重要なご意見であったと思います。

続きまして、宇根崎専門委員からご発言をお願いします。

(宇根崎委員) 今回拝見させていただきまして、従前の防災の専門部会等々でサジェスチョンいただきました、特に石川県の協力体制がこの1年間で非常に充実されたこと、また、それが具体的なアクションが位置付けられているということ、これは非常に評価できるかと思えます。やはり今までのご経験をお持ちの石川県さん、それから、その石川県さんと協力を進めながら富山県独自でできることをこれから検討されていくということは、方向性としては非常に素晴らしいものだと評価させていただきたい、評価できることかと思っております。

あと、全体的には、野村委員のご意見にもあったような、私どもが申しあげました意見が十分取り入れられているということで、今後、特に30km圏の外の地域に対しては、これから定められていくPPAの方針を踏まえて、適切な追加的な措置を引き続き検討していくということが、住民の方の安心、それから安全という観点でも重要であるかと思えます。

あと、もう1点引き続きご検討いただきたいことがございまして、これは避難に関してでございますが、例えばUPZなりの設定がされることによって、物理的に例えば幹線道路が使えなくなる、例えば交通機関が止まるということでは使えなくなるというような、いわゆる避難経路におけるボトルネックとなるものが存在しないかどうかということです。それは広域災害の場合にも共通するような観点だと思えますが、そういう具体的な細かい検討を進めていただくことによって、より緊急時に万全の避難が確保できる。そのことによって住民の方々の安心というものを得ていくということが可能だと思いますので、引き続きご検討いただければと思います。

私からは以上でございます。

(片岡部会長) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、奥寺専門委員からご発言をお願いいたします。

(奥寺委員) 今、明石専門委員の言われたことがまさに的を射ているのでありますが、いわゆる不安というものです。それほど住民のみならず医療従事者全体としても非常に高い知識を持っていないわけです。そこをきちっと早めに手当てをしていただいて、話が

先に先に伝わってこないようにするわけです。

あと、医療人全体、これは医師だけではなくて、看護師とかその他の職種を含んで、恐らく救急救命士、救急隊員も含めた人が、この避難誘導全体に当たる者たちがまず率先して正しい知識を得ることをしっかりやらないと、この全体の動きのスピードに大きく影響するものだと思います。

私どもは実は12月ぐらいからこれに関する講演会を計画しておりまして、それを新しい形でご案内しようと思ったのですが、月に1回か2回程度で、今回おいでになった先生方、もしくはその協力されている先生方も含めて、いろいろな形の講演会等をして、きちんと勉強するべきだと思います。それなくして、これだけ見ると、これは網羅的に問題ないのだと思いますが、どうしても不安感を持っている人が多いのだろうと。要するにいくら安全だと言っても安心していただけないという、そこをぜひもう少し真剣に考えていただきたい。

(片岡部会長) どうもありがとうございました。特にこの講演会の件につきましては、今後またよりさまざまな方面に広報いただいて、ぜひとも進めていただきたいと思います。宇根崎委員からございましたように、30km外の地域ということについては、これは国の規制委員会の方でPPAの策定ということがありますので、これは今後、国の方針がどのようになるかということ十分に留意しながらこれについては考えていくと聞いておりますし、私どももそういうふうと一緒に考えてまいりたいと思います。

それと避難の経路、広域にわたる避難経路につきましては、これは先ほどもご案内のありましたように、石川県との連携が非常に良くできておりますので、どういう経路でどこの経路をどう通って、あるいは必ず代替の経路を考えるということで、これまでもこの中間報告案にも十分に考慮されていますが、今後ともこの経路について十分に考えていただけるとと思います。

それと、明石専門委員、奥寺専門委員からありましたように、医療従事者、あるいは避難に関わる方々の全体としての意識、あるいは知識レベルをどのように統一するか、あるいはスクリーニングレベルといったものがありました。これが実は実際に起こってみると不整合があったりということで、これについては今回、非常に不幸なことではございましたが、福島での経験は非常に今後の防災教育には役立つと思いますので、そういった問題点は非常に明らかになっておりますので、そういったことを今後十分に考慮して、特に

医療、あるいは避難に関わる方々の知識を高めていただくような方策、これは富山県に限ることではありませんが、他の県におきましても関連の方々にも十分な周知を、あるいはさまざまな機会を通して啓発の活動をしていただくということが非常に重要になってくると思います。

非常に重要な指摘をありがとうございます。それと講演会を引き続き、さまざまなレベルの方々に分かりやすくご講演いただくということ、いろいろなご専門の方々にご講演いただくということが非常に重要になってくると思います。各専門委員の方々にもさまざまなことで既にやっていただいているとお聞きしておりますが、さらにいろいろな機会をとらえてそういった活動をしていただければと思います。

私も専門委員の一人ですが、ほとんど各専門委員の方々に重要なことを言っていたきましたので、あえて述べることもありませんが、私の専門は熱とか流れとかということをやっておりますので、それに関連して、放射線の拡散のシミュレーションということについて一言述べさせていただきたいと思います。

今回の SPEEDI というもの、これは福島事故が起こる前から国において十分に整備されていたのですが、この SPEEDI そのものは非常によく整備されたスーパーコンピューターを使ったプログラムだったわけですが、実際にああいうことが起こってしまうと、それが十分に運用できなかったというところに問題があります。計算はされていたのにそれがなかなか表に出てこなかったとか、あるいはその計算結果をどのように解釈していいのかわからない、十分に準備ができていなかったというところがあったのではないかと思います。今回のこのシミュレーション、これは規制庁においてやっていただきました。これは計算そのものとしては非常に完備されたものであると私は専門分野から考えております。ただ、ご承知のように、これは地形とか、あるいはどこからどれだけの量が出るとか、そういうことを全て入れて計算しますから、それが少しでも変わると結果も変わってまいります。

ですから、そういうものであると、どういうモデルに基づいて、どういう仮定に基づいて、どういう条件を入れて計算したかということをも十分理解して、それを解釈すれば、非常に有効な予測手段だと考えられます。これは十分に現在の日本の科学技術レベルから考えて信頼はしているものではありませんが、ただ、ちょっと条件が変われば計算結果が変わってまいります。そういうことを十分理解した上で、それを解釈するということが非常に重要だと思います。

今回、UPZ のために範囲を決めてやったと、それを参考にしましたが、もちろん細かな

数字を見る必要はなくて、これはちょっとでも条件が変われば変わります。ただ、全体としたらどのぐらいの範囲になるか、これは多少条件が変わってもそんなに大きく変わるものではないということは、これはいろいろな規制庁の発表から見ても分かると思います。それから見て、今回、志賀原発の場合には 20km 前後の所に、いろいろと条件を変えても最大の避難レベルが出てまいりますので、これで十分な安全を考えて 30km というような形で UPZ の範囲を定めたことは、私は専門分野から見て妥当なものであると思います。先ほどご指摘がありましたように、PPA はまだ検討されておりませんので、それはまた規制委員会において検討していただいて、それに基づいて対策を立てていくのがよろしいかと思えます。

これまで専門委員の方々からご意見をいただきましたが、続きまして、どなたからでも結構でございます。ご意見、ご発言をいただければと思います。どうぞご自由にご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、一番今回も関連すると思えますのが、氷見市でございます。UPZ の範囲に入っておりますので、氷見市の堂故市長さんにぜひご意見をいただけたらと思えます。

(堂故委員) では UPZ の範囲内でございますので、ちょっと規制庁の寺田所長さんにお聞きしたいのですが、拡散シミュレーションが 3 回にわたって誤りが見つかったという発表があって、本当に信頼できるのかという率直な感想なのですが、それでも今、計画を急いでおられるようです。しかし、3 月 18 日までに県や市が原子力防災計画を立てることが本当に間に合うのかどうか。避難訓練を県と一緒にやらせていただきましたが、広域的な避難計画を立てるだけでも膨大な作業が要りますし、また、計画も要るわけで、そんなことを考えると、紙に書くだけならできるかもしれませんが、日程を考えると本当に厳しいなと思わざるを得ないわけです。

それから、これは先生方に聞いた方がいいのかもしれませんが、福島を教訓を踏まえて、安全対策等含めて、国のエネルギー政策は、本当に 2030 年代原発ゼロというのは可能なのかどうかを率直に聞かせていただきたいのです。これは専門的な、ちょっと政治的な発言になるかもしれませんが、本当に現実としてあり得るのか。だとすれば、防災計画についても、稼働する場合のリスク、防災計画と、稼働しない場合の計画はおのずから違ってくるのではないかということさえ想像できるわけです。そんなことまで踏み込んでいいのかどうか分かりませんが。

それとさらに言えば、安全と安心は違うとおっしゃいましたが、私どもも客観的に市民の皆さんにお知らせする、安心していただくためにも客観的な違い、先生たちもかなり論によって幅があると思うのです。この客観的な知識を持っていただくための先生方の選び方はどうしたらいいのか教えてもらいたと思います。

(片岡部会長) ありがとうございます。専門委員の方、これはエネルギー政策ということで非常に難しい。これは個人的な率直なご意見で結構ですので、もしございましたら。

(宇根崎委員) 私は実は京都大学の大学院のエネルギー科学研究科というエネルギー政策研究室を持っておりまして、まさに市長がおっしゃっていただいたような、現実に、それから、世界の中のエネルギー政策における原子力の位置付けについても、ある程度アカデミックの中から見ておりまして、それはやはりさまざまな予測、前提条件によって結果がかなり変わってきてしまうというのが率直なところでございます。例えば技術進歩がどのように期待されるのか、それから、必要とされる国の投資というものがどの程度期待できるのかということでありまして、そういう意味で、私自身、結論は持っていないというのが正直なところでございます。

ただ、私が強調させていただきたいのは、国が2030年代に原発ゼロを目指すということは、言い換えますと、2039年までは原子力を使いますよと考えていい。ということは、やはり2030年代のフェードアウトが実現する、しないにかかわらず、現時点ではやはりまず万が一のことを踏まえた防災対策を粛々と進める。そのことが結局は市長のおっしゃった安心につながるのだと考えている次第です。あまりすばつとした答えになってはいいませんが、私はそのようには理解しております。

(堂故委員) 稼働の場合とそうではない場合のリスク、防災計画に違いは？

(宇根崎委員) 稼働している場合としていない場合とでは、リスクそのものの大きさは高いですが、ただ、今般の原子力発電所の事故でもございましたように、使用済み核燃料の貯蔵のリスクというものは、これは当初からあると考えられておりまして、例えば状況によってはかなりシビアな事象まで発生する。ただ、そういう事態に到達するまでの時間的な余裕が稼働時と停止時とではスケールが異なってくる、そういう時間的なスケールの

違いがございますので、その間に例えば取り得る対策というものもある。ただ、リスクそのものはゼロとはならないということでございます。

(奥寺委員) ちょっとずれたことを言うかもしれませんが、先ほどのような講師でという話がありました。私は教育学科の人間ですので、実は先週、日本教育学会が京都でありまして、現地に行った者たちでワークショップがあったのです。結局、今回最初の事例で、もちろん情報が混乱していたのだけれども、いざ救助を始めると、また避難指示で逃げてくださいと、引き上げる。行ったり来たり、行ったり来たりで、現地にいた医者たちから聞くと歯がゆいというか、何もできないといった状況でした。ですから、そこら辺の情報は少し整理されるのだろうと。実際はその現場で動いた方たちの話を私は聞くべきだと思っております。今はそれ以上はちょっといい知恵が思い浮かばないので、そういう方たちをお呼びしようと、どうだったのか。

あと一つ、共通しているのは、これはやはり色もにおいも何もないわけですね。ですから、言われたら従うしかないので、政府は 30km であなたは入っていますと、25km までいいですか、ひたすら言われたとおりに動くしかなかったという話でした。ですから、そこに至る忸怩たるものがあったり、恐らくおのおの思いの差があったり、ストレスがあったりする可能性はあるわけです。ただ、行って働いた人たちの話を少なくとも聞くべきだなと私は思っています。

(片岡部会長) 2030 年代というのは非常に難しい問題だと思います。稼働しているときと稼働しないときとありますが、今回の福島のことも含めて、原子炉というのは非常に特殊なものであって、福島でも原子炉は全て止まったわけです。原子炉の事故はどうやって起こるかという、止まった後の崩壊熱は大体直後で 7% 出ます。100 万 kW の原子力発電所だったら、その 3 倍の熱を出しますから 300 万 kW、そうすると直後は 20 万 kW ぐらいになる。1 カ月、2 カ月たっても何万 kW と出る、それが事故を起こすわけです。ですから、止まってしまったら安全ということはありません。止まっている原子炉でも、止めてから原子炉から出した核燃料は大体 3~5 年ぐらいは燃料プールに入れて冷やしてから処理場へ持っていきます。ですから、止まっているから安全というものではありません。

あとは、30 年代までにどうするか。これは非常に難しい問題で、やめたからといって原子炉を日本中から即座に全部消してしまうわけにはいかないわけです。燃料が全部入って

いるわけです。そうすると、具体的にそれを実行する手順はまだどなたも考えていなくて、今の政府も30年代にということをも具体的にものを始めようとする、核燃料再処理をどうするかということも含めて、あるいは国外との関連、これは原子力の国際的条約との関連がありますから、すぐには実行できなかつたわけです。ですから、これはそういうことも含めて、核燃料は残るわけですから、それが本当に可能かどうか、もしもすぐにやめると、例えば青森県にある核燃料を全部各県に持って行ってということになると、これは本当にそういうことは不可能なわけなので、そういう手順を考えるということがまず重要であつて、それに基づいて2030年にできるかどうかということを実際的に考えるということが重要であると思つています。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(高橋委員(代理：林 高岡市副市長) 高岡市でございます。いつもありがとうございます。私は地方自治体の立場から情報提供の円滑かつ共通的な把握ということについてぜひお願いしたいと思つております。というのは2点問題がありまして、私どもはUPZの外だと一応は言われておりますので、避難されてくる方々を受け入れる立場にあります。一方、私たちの市民そのものへも屋内退避とか、ヨウ素剤の服用ということで対処しなければいけないという、そういうことが輻輳的に起こるわけです。その輻輳的に起こるときにどうしたらいいかということの判断基準は、まず情報が正確にかつ速やかに来ないと対処できないという根本的な問題がございます。

そういった点からいきますと、今は何らかの形で情報は来ることにはなつておりますが、その時間差を極力縮める、そういう仕組みをぜひ考えていただきたいと思つています。そのことがいわゆるUPZの範囲内で情報を得られる立場の自治体と、私どものようにその外でいろいろと対応しなければいけない自治体とが共通認識して取り組むためには、今ほど申し上げたようなことが絶対に必要だと思つていますので、この防災計画の中では基本方針的なことがそれぞれのところでうたつてありますが、それを具体化していく段階では、今ほど申し上げた点について、ぜひ仕組みづくりにご配慮いただきたいと思つております。

以上です。

(片岡部会長) どうもありがとうございました。何かご意見はほかに何かございませんか。

(石井知事) ちょっといいですか。

(片岡部会長) はい。

(石井知事) 私が質問するというのも何なのですが、UPZ30km がおおむね妥当というのは、私もそうだろうなとは思っているのですが、ただ、今、原子力規制庁の方でお示しになったものを見ると、風向とかそういうものは、結局、各サイトで実測した1年分の気象データの平均値を使っているということなのでしょう。そうすると、私もこの間、原子力規制庁の懇談でもお話ししたのですが、365日どんな風向になるか分からない、風速になるか分からないということはもちろんあるにしても、少なくとも春夏秋冬の代表的な風速や風向、それから、そういう前提においてそれぞれ計算してみないと、最終的に、今の計算だとせいぜい20kmだから30kmでやれば十分だろうと私も思うのですが、最終的にはある程度代表的な風向、風速の場合を一応入れてみないと、そこはおおむね妥当だとは決め打ちはできないという理解でいいのでしょうか。私はそこをやっておかないと、なかなか説明しにくいなという気がしているのですが、いかがでしょうか。

(片岡部会長) 知事のおっしゃるとおりだと思います。これは規制委員会の方で、今後国民の方々に分かりやすいような情報をもっともっと出していただきたいと思うのですが、今、出されているものは、これは平均値なのです。年間の平均値です。動的なものは計算はされると思いますが、これはまだ非常に大変なことなので出てきていないと思いますが、動的なものも含めて、季節変動みたいなものを含めて、今のSPEEDIを含めたコンピュータシミュレーションが非常に進んでいますので、それは十分可能です。ただ、そうなってくると、平均値でもなかなか理解しにくいのですが、動的なものは、今度は受け取る側がどう解釈するかということが非常に難しくなってくる。

福島の場合でも、SPEEDIでの計算結果は、これは日々風向が変わったときのものは全部あります。1日のうちでぐるっと巻いて、飯館村からぐるっと海へ回って、また飯館村に戻ってきたような、これは計算というか、動画であります。これは今はインターネットで見たらそういうものはいくらでも得られます。そういうものを含めて、動的なものも国民の方々にぜひ示していただいて、それでより安心いただくということが重要ではないかと

と思いますが、これは規制庁、あるいは規制委員会の方の問題だと思います。あくまで平均値としてこういうものであるということを、これは解釈するとき非常に重要なポイントで、知事のおっしゃるとおり、現状は平均値としてああいうもので、それでUPZ30kmというものでまあ妥当でしょうということですから、より詳しいシミュレーションは必要であるとは私も思います。

はい、どうぞ。

(寺田所長) すみません、規制庁の寺田でございます。今ほどの風向の、要は拡散の平均値というお話ですが、一応そのシミュレーション上は、その場所のある時間の風向が1週間ずっとその方向で続き、1週間の時間毎の風速、あるいは降雨など、そういった条件を入れまして、計算をしております。平均値ではありませんで、年間の時間ごとの風速は全部考慮しています。そういったものを前提としたところで、一番最大という言い方はちょっと語弊がありますが、要は出現確率を考慮して、一番遠い所は今の20kmぐらいということをございまして、決して風速の平均とかそういうことを取ったものではございません。一応厳しい状態のところを取っております。

(石井知事) そこがちょっとよく分からなかったので質問を兼ねてご質問をしたのですが、そうすると、ここの説明の各サイトで実測した1年分の気象データ8760時間、365日24時間全ての気象条件をカバーできるものではなく、今後事故発生時の予測をしたものでもないとおっしゃっているのは、単なる平均値を使ってやったわけではないのでしょうかけれども、例えば南風なら南風が強く吹くと。それが1週間続いても大体20kmぐらいだと、こういう計算だということなのですね。

(寺田所長) はい、そういうことでございます。ただし、その風向が発電所の風向でございます。当然その周辺の地域の風向はそれぞれ変わりますので、どのように拡散していくかというところはまた変わっていくということでございます。それが風向を一定にしてどこまで拡散していくかというところを計算しております。

(石井知事) 風速はどういう計算をされているのですか。例えば今のお話で、南風がずっと1週間吹くとして、風速はどれぐらいですか。

(寺田所長) 風速はその時間ごとの風速をそのままシミュレートしています。

(石井知事) それは年間の平均的な風速ではなくて。

(寺田所長) ではございませんで、サイトでの1年間の時間毎の風速を考慮しており、風速が変化すればその風速の変化は入れているということです。

(石井知事) そのこのところをもう少し丁寧に説明してもらわないと、とてもこれは一般の県民に説明はつかないと思いますから、もう少し詳しい資料をいただけませんか。また、その説明も。そういうこともあった上で、なおかつ、われわれの方は地形とか風向、風速、いろいろなケースをきちっとやってみないといけないのではないかということについては、私が実務的に聞いているのは、それはやぶさかではないということ、県の方も。という原子力規制庁の考え方として受け止めています。それでいいですか。

(寺田所長) 今後とも丁寧な説明をしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(石井知事) 今やられたことの丁寧な説明というだけではなくて、いろいろな仮定を置いて、これはしよせんはある仮定なので、相当きちっとやっついていかないと、私はちょっとこれだけ、もう少しご説明も詳しく聞かせていただきたいと思うけれども、ちょっとこのままで一般の人が、ああなるほど、安心だと思えるかどうかはちょっと気になりますけれどもね。

(片岡部会長) 本当に知事のおっしゃるとおりで、これは素晴らしいシミュレーションコードはありますが、それを使った結果について、これはどう理解するか、どのように解釈するかということが最も重要なのです。道具は立派なものがあっても、その結果をどのように説明し、どのように理解するかが非常に重要なので、今後とも規制庁におかれては十分な追加の説明が必要ではないかと思えます。

確かに平均ではないのですが、この後されるはずのPPAというものがありますね。それは平均値ではないわけです。それを計算しないと駄目だということがあるということは、

単にあの値だと、あの値はもちろん最大値かもしれませんが、瞬間的かというと、ある領域で非常にプルームが伸びるという計算もしないと駄目だということが明白なわけです。ですから、そういうことも含めて十分県民の方、国民の方に分かるような、さらにご説明が必要ではないかと思います。今、出た結果について、これもUPZはおおむね30kmということは非常に妥当なことではないかとはもちろん思いますが、そういう説明は今後とも必要であると思います。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ本日予定しておりました時間になりましたので、委員の皆さまからいただきましたご意見、知事さんからも非常に重要なご指摘をいただきました。それを今、簡単に整理をさせていただきたいと思います。

このUPZの範囲につきましては、原子力規制委員会の方で示されたように、おおむね30kmというところで問題はないとは思いますが、より国民の方々、県民の方々に分かりやすいシミュレーションのご説明をいただきたいと思います。それと、今後30kmということについては、先ほどもありましたように、それでは30kmを越えた所の範囲の方々にどのように理解していただけるか、あるいはPPAの解釈も含めて、今後、適切なお説明、あるいは追加の説明というものが必要だというご意見をいただいたところです。

また、中間報告案につきましては、特に非常に貴重なご意見としては、医療、あるいは避難に関わる方々全体の知識レベル、あるいは意識のレベルを高めていただくような方策を講じること、さらに、各関係箇所でのいろいろな基準を統一して、決してその間に齟齬がないようにというようなことが必要だというご意見をいただきました。

石川県との連携が非常によくなされるようになったので、これは今後とも続けていきたいということ、それと、情報の時間的にも、あるいは地域的にも迅速な、かつ、全ての所へ早く情報が行くようにというご要望もありました。あとは、実際の原子力についてのエネルギー問題も含めて、今後どう考えていくかということも、防災にも関わるというご指摘もございました。

本日、委員の皆さまからいただきましたご意見も踏まえて、さらには今後の指針の改定に向けた国の検討状況を見ながら、本日の中間報告案に修正を加えてまいりたいと思います。この修正を加えた中間報告案につきましては、親会議である県防災会議の方でさらにご議論をいただきたいと思います。

国の原子力規制委員会では、先般示された指針に基づいて、今後とも改定に向けた検討が進められると思いますが、富山県の地域防災計画もどんどん策定していかなくてはなり

ませんので、こうした国の動きを見ながら日々対応していくということになると思いますので、委員の皆さまには今後ともよろしく願いいたします。

本当に拙いまとめ方なのですが、本日の部会でいただいたご意見の整理については、これでよろしいでしょうか、ちょっとまとめが足りないとかいうことがありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、石井知事からご発言をお願いしたいと思います。

(石井知事) 委員の皆さま、どうもありがとうございました。今、片岡部会長におまとめいただいた方向で進めさせていただきたいと思います。

この次、先ほどスケジュールでご説明しましたように、地域防災計画は、最終的には県の防災会議で了承を取らなくてはいけないわけで、先ほどの原子力規制庁発足まで時間を要したといったようなことがありまして、しばらく防災会議の方での議論ができていませんので、今、部会長が取りまとめていただいた方向で、少し手直しもいたしまして、これを全体会議で2月に一度かけると。その間に、先ほどの規制庁側の説明で、EALとOILのことは年内に確定するというお話ですが、これは確定すれば、また部会長ともご相談して、この中に織り込んで、それを全体会議に2月ごろにかけさせていただく。その後、規制庁の方でさらにいろいろな分野について、来年の3月ごろまでにある程度方針を出されるものもあるやに思いますので、そうしたものも踏まえて、3月、場合によっては4月ごろになるかもしれませんが、防災会議や部会なども開かせていただいで進めていくということにしたいと思いますので、よろしく願いします。今日はどうもありがとうございました。

4.閉会

(司会) どうもありがとうございました。これもちまして、本日の部会を終了させていただきます。委員の皆さま方には、長時間にわたり非常に活発なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。